

申告書記載例

公的年金と公的年金等以外の年金がある場合

公的年金等以外の年金はその他の雑所得です

私は、82歳で妻（はな・76歳）と2人暮らしの年金生活者です。
私の年金収入などは次のとおりです。昨年1月に日本年金機構に「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出してあります。

【収入の内訳】

公的年金源泉徴収票

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票			
住所又は居所 石川県能美市米丸町1110番地			
支払を受ける者 氏名	能美 二郎	生年月日	昭和17年8月2日
年金の種類		老齢基礎・厚生	
区分	支払金額	源泉徴収税額	
所得税法第203条の3第1号適用分	※2,460,000円	※※※※※※※※0円	
所得税法第203条の3第2号適用分	※※※※※※※※0円	※※※※※※※※0円	
所得税法第203条の3第3号適用分	※※※※※※※※0円	※※※※※※※※0円	
所得税法第203条の3第4号適用分	※※※※※※※※0円	※※※※※※※※0円	
本人	源泉徴収対象配偶者 (有配偶者)	控除対象扶養親族の数	16歳未満の 扶養親族の数
特別 障害者	その他 ひとり親 寡婦	特定 老人	その他
	★ 0人 0人 0人	0人 1人(1人)	0人 0人
支払者 法人番号 6000012070001 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課課長		印	
源泉徴収対象 配偶者 氏名 能美 はな		区分 (摘要) 【社会保険料の内訳】 介護保険料額 86,400円	
控除対象 扶養親族 氏名 ※※※※※※※※※※		区分	
氏名 ※※※※※※※※※※		区分	
氏名 ※※※※※※※※※※		区分	
氏名 ※※※※※※※※※※		区分	
16歳未満の 扶養親族 氏名 ※※※※※※※※※※		区分	
氏名 ※※※※※※※※※※		区分	
氏名 ※※※※※※※※※※		区分	

公的年金等以外の年金源泉徴収票

令和 6 年分 年金支払証明書		△△生命保険会社	
能美 二郎 様			
年金番号：123-4567		年金の種類：据置定期年金保険	
年金の支払金額 (収入金額)	年金の支払金額に 対応する保険料額 (必要経費)	差引金額	源泉徴収税額
600,000 円	440,000 円	160,000 円	円

後期高齢医療保険料	167,000円
介護保険料	86,400円
旧生命保険(一般)の支払額	120,000円
地震保険の支払額	20,000円

【年金の所得計算】

年金収入には、公的年金収入と、公的年金以外の収入があり、それぞれ所得金額の算出方法が違います。公的年金の所得は年齢と収入によって控除額が決まり(7ページ)、公的年金以外の年金は、収入額から年金の支払額に対応する掛金額を引いたものが所得となります。

● 能美二郎さんの場合

$$\begin{array}{ccc}
 \text{公的年金以外の} & \text{年金収入額に} & \\
 \text{年金収入額} & \text{対する掛金} & \\
 600,000\text{円} & - & 440,000\text{円} \\
 & = & 160,000\text{円}
 \end{array}
 \quad = \quad \text{所得額}$$

※詳しくは、18ページ「よくある質問Q&A 問10」を参照してください。

【所得から差し引く控除】

前年中の収入が公的年金収入だけの人は、日本年金機構などから「公的年金等支払報告書」が提出され、源泉徴収が行われることになるので、申告は通常不要ですが、給与所得者のように年末調整のような制度がないため、市民税・県民税が課税になる人は扶養控除や社会保険料控除、医療費控除などの所得控除の申告をすると、税額が安くなる場合があります。

【記載例】

令和7年度分 市民税・県民税申告書

能美市長あて
令和 年 月 日 提出

受付印

住 所	能美市来丸町1110番地	
(7年1月1日現在の住所)	同 上	
個人番号	7 8 9 0 7 8 9 0 7 8 9 0	生 年 月 日
フリガナ	ノ ミ ジ ロウ	明・大(昭)平・令
氏 名	能美 二郎	
	17年8月2日生	

処理欄		
整理番号		
自宅・携帯電話番号	0761 - 52 - 0000	
世帯主の氏名	能美 二郎	世帯主との続柄 本人

③ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料控除	社会保険等の種類	支払った保険料
	後期高齢者医療保険料	167,000円
	介護保険料	86,400円
	合 計	253,400円
⑮生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
		120,000円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	介護医療保険料の計	
⑯地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	20,000円	
⑰～⑱本人控除 該当するものに✓をつけてください	☐ 寡婦 ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未婚	☐ ひとり親 (学校名)
	氏名 能美 はな	障害の程度 身1級
⑲障害者控除	個人番号 8,9,0,1,8,9,0,1,8,9,0,1	氏名
	氏名	障害の程度
⑲配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	配偶者の氏名	生年月日 明・大(昭)平・令 23・3・3
	能美 はな	配偶者の合計所得金額 0円
⑳扶養控除 (配偶者以外)	氏名	続柄 生年月日 明・大(昭)平・令
	個人番号	☐ 同居 ☐ 別居 控除額 万円
㉑親族(控除対象外)	氏名	続柄 生年月日 明・大(昭)平・令
	個人番号	☐ 同居 ☐ 別居 控除額 万円
㉒16歳未満の扶養	氏名	続柄 生年月日 明・大(昭)平・令
	個人番号	☐ 同居 ☐ 別居 控除額 万円
㉓雑損控除	損害の原因	損害を受けた資産の種類等
	損害金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
㉔医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額

別居の扶養親族等がある場合には、裏面⑬に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

㉓雑損控除	損害の原因	損害を受けた資産の種類等
	損害金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
㉔医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額

セルフメディケーション税制を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

⑤ 寄附金に関する事項 支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。

都道府県、市区町村分 (特別控除対象)	円	都道府県	円
住所の共同募金会、日赤支部・都道府県、市区町村分(特別控除対象以外)	円	市区町村	円

営業者等で家内労働者等に該当する人は所得項目を○で囲んでください。

① 収入金額等	事業	営業等	円
	農業		
	不動産		
	利子		
	配当		
	給与	給与	
	専従者給与		
	公的年金等		246,000円
	雑業	業務	
	その他		600,000円
② 所得金額	総合譲渡・一時		
	事業	営業等	
	農業		
	不動産		
	利子		
	配当		
	給与	給与	
	公的年金等		136,000円
	雑業	業務	
	その他		160,000円
④ 所得から差し引かれる金額	合計	(⑦+⑧+⑨)	152,000円
	総合譲渡・一時		
	社会保険料控除		253,400円
	小規模企業共済等掛金控除		
	生命保険料控除		35,000円
	地震保険料控除		10,000円
	寡婦、ひとり親控除		
	勤労学生、障害者控除		53,000円
	配偶者(特別)控除		38,000円
	扶養控除		
⑥ 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	基礎控除		430,000円
	⑬から⑳までの計		163,840円
	雑損控除		
	医療費控除		
合計	(②+③+④)		163,840円

裏面にも記入する欄があります。

給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法
☐ 給与から差引き(特別徴収) ☐ 自分で納付(普通徴収)

通 信 欄	1. 下記の人から扶養・援助または仕送りを受けていた。	4. 該当項目を○で囲み適用期間を記入してください。
	住所 電話 ()	病気療養中 失業保険 生活保護
	氏名 続柄	期間 年 月 日～ 年 月 日
	2. 遺族年金 障害年金で生活 (該当に○印をつける)	5. 学生(学校名)
	3. 預貯金等により生活していた。	6. その他

※控除は申告がないと適用されません。お忘れのないようご注意ください。

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

所得金額や所得控除は申告の手引きをお読みのうえ記入してください。

(切り取り線)